(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | | 資料番号 | 1-3 | 担当課 | 循環型社会推 進課 |
|-----|----------------------|------|------|---------|--------------|-------------------------------------|--------------|
| 法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律 | 根拠条項 | 12 項 | 条の7第 10 | 不利益処 分の種類 | 2以上の事業者による産業廃 棄物処理の特例の認定の取消 し | |

(根拠規定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例)

第十二条の七

 $(1\sim6$ 略)

7 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同して、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

(8 略)

- 9 第一項の認定を受けた者は、第七項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、共同して、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 10 都道府県知事は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第七項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

(11 略)